

## 「答申」及び「推進計画」の方向性について

### 1. 「答申」の方向性

- ① “推進計画に盛り込むべき内容”について、答申をいただく。
- ② 現委員の任期が令和7（2025）年9月末までであるため、答申はそれまでの期間中に市長に対していただく。  
（「答申式」として組みわせていただく予定。）
- ③ ある程度のテーマごと（「教育・啓発」「平和」「庁内での取組」など）にまとめた形で、答申をいただく。

### 2. 「推進計画」の方向性

- ① 「基本方針」で示した理念や方針を達成するために、具体的に「何をするのか」がよりわかるよう記載。
- ② 答申、パブコメ等を踏まえ、令和8（2026）年3月末までに策定
- ③ 市民が読みやすい計画書として作成。
- ④ 個別の事業・取組を単に列挙するのみとはしない。
- ⑤ 具体的な数値目標（評価指標）の設定については、市民意識調査の結果等も踏まえて要検討。
- ⑥ 国立市（行政機関）として、「何」を大切にして、どんなことを行っていくのか、その考え方や推進方策を整理して示すこととし、個別の人権課題一つ一つ全てを取り上げて記載していくことはしない。

（参考）基本条例（抄）

第10条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。